

報告第29号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第 25 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 8 月 10 日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成 30 年 6 月 15 日 午前 8 時 00 分頃

2 事故発生の場所

つくば市寺具 1480 番 1 地先

3 相手方

(1) 住所 茨城県下妻市

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時場所において道路が陥没していたため、市道 1-6 号線を走行中の相手方車両左側前輪のタイヤ、ホイールが破損した。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金 25,974 円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。